

個人事業税の省エネ減免に関する Q & A 改訂履歴

令和 8 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・ 減免申請の対象年度や申請期限を更新しました。(Q6-3、Q8-4)
- ・ 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)

令和 7 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・ 導入推奨機器に関する記載を追加しました。(Q3-6)
- ・ 省エネ減免対象期間が延長されました。(Q6-1)
- ・ 減免申請について、対象年度を更新しました。(Q6-3)
- ・ 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)
- ・ 減免申請期限を更新しました。(Q8-4)

令和 6 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・ ホームページの変更に伴い、記載を変更しました (Q3-1、Q3-5)
- ・ 減免申請の対象年度や申請期限を更新しました。(Q6-3、Q8-4)
- ・ 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)

令和 5 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・ 所管局の変更に伴い、記載を訂正しました。(Q3-1、Q3-5、Q7-3、Q8-1)
- ・ 問合せ件数の少ない Q&A を削除しました。(Q3-8、Q3-9)
- ・ 減免申請の対象年度や申請期限を更新しました。(Q6-3、Q8-4)
- ・ 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)

令和 4 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・ 減免申請の対象年度や申請期限を更新しました。(Q6-3、Q8-4)
- ・ 令和 2 年度における地球温暖化対策報告書等の提出期限の延長に関する記述を削除しました。(Q7-3)
- ・ 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)

令和 3 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・減免申請の対象年度や申請期限を更新しました。(Q6-3、Q8-4)
- ・令和 2 年度における地球温暖化対策報告書等の提出期限の延長に伴う改訂を行いました。(Q7-3)
- ・提出すべき報告書の年度等を改訂しました。(Q7-4)

令和 2 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・省エネ減免対象期間が延長されました。(Q6-1)
- ・減免申請について、対象年度を更新しました。(Q6-3)
- ・提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)
- ・減免申請期限を更新しました。(Q8-4)

平成 3 1 年 1 月 4 日

＜主な変更点＞

- ・蛍光灯照明器具が平成 3 1 年 1 月 4 日から導入推奨機器の指定から除外されたため記載を削除しました。(Q3-6)

平成 2 9 年 8 月 2 4 日

＜主な変更点＞

- ・空調設備すべてについて、導入推奨機器として型式番号が指定されている室外機と同時に取得し当該室外機と接続されている室内機については、減免の対象としました。
(平成 2 9 年 8 月 2 4 日以後申請期限の申請に限る。)(Q3-6)

平成 2 9 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・対象設備に関する Q A を追加しました。(Q4-8)
- ・申請手続きの添付書類に関する記載を追加しました。(Q8-1)

平成 2 8 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・現地調査に係る記述を追加しました。(Q9-3)

平成 27 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・ 特定地球温暖化対策事業所等に係る記述を追加しました。(Q2-1、Q2-2)
- ・ 適用期間を改訂しました。(Q6-1)
- ・ 指定「相当」事業所に係る記述を追加しました。(Q7-1)
- ・ 都の助成を受けた設備に関する記載を追加しました。(Q9-1)

平成 26 年 5 月 30 日

＜主な変更点＞

- ・ 適用期間を改訂しました。(Q6-1)

平成 26 年 4 月 11 日

＜主な変更点＞

- ・ エアコンディショナーに関する記載及びQ Aを追加しました。(Q3-4)
- ・ 減免申請について、対象年度を更新しました。(Q2-2、Q6-3)
- ・ 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-3)
- ・ 地球温暖化対策報告書等の提出に関する記載及びQ Aを追加しました。(Q7-5)

平成 25 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・ LED 誘導灯器具に関する記載及びQ Aを追加しました。(Q3-5、Q3-8)

平成 24 年 4 月 1 日

＜主な変更点＞

- ・ LED 照明器具の付属設備について記載しました。(Q3-5)
- ・ LED 照明器具に係る減免の適用期間について追加しました。(Q3-7)

平成 23 年 7 月 27 日

＜主な変更点＞

- ・ 地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合として、事業所等が信託財産である場合を追加しました。(Q6-4)
- ・ 減免未済額がある場合の減免申請について記載しました。(Q7-2)
- ・ 減免未済額の減免申請を行う場合の添付資料について記載しました。(Q7-3)

平成 23 年 5 月 9 日

＜主な変更点＞

- ・ 特定地球温暖化対策事業所の説明を記載しました。(Q2-1)
- ・ 平成 23 年 4 月 1 日から導入推奨機器に追加された太陽熱利用システム（空気集熱式）の付属設備について記載しました。(Q3-5)
- ・ 地球温暖化対策報告書等の説明を記載しました。(Q6-1)
- ・ 地球温暖化対策報告書（任意提出）の報告書の提出期限が変更されたことに伴い、訂正しました。(Q6-2)